

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 長寿推進課
委託業務番号	令和4年度 長長第6号
委託業務名称	長浜市緊急通報システム事業委託
委託業務場所	大阪ガスセキュリティサービス(株)受信センター、長浜市内
業務の概要	対象者に端末緊急通報装置一式を貸与し、日常生活において緊急に援助を必要とする場合に、長浜市が委託する機関に設置される緊急通報受信センターに通報できるようにし、地域の協力体制によって速やかに救護を行う。
履行期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日
契約年月日	令和4年4月1日
契約額(税込)	固定型新規装置 月額1台あたり1,320円 固定型再生装置 月額1台あたり968円 固定型既存装置 月額1台あたり748円 モバイル型装置 月額1台あたり2,310円
契約の相手方	[所在地又は住所] 大阪市淀川区十三本町3丁目6番35号 [商号又は名称] 大阪ガスセキュリティサービス株式会社
契約相手方の選定理由	本事業については、装置の入替、通報先の変更等があった場合、利用者であるひとり暮らし高齢者や認知症高齢者及びしょうがいのある人に、不安・混乱を与えることが予測され、またシステム変化が生じることになった場合には相次ぐ環境変化となるため利用者への影響が大きいことから、慣れた装置・手法によって利用者が安心して使用できるよう、また、消防本部・関係者等との連絡体制及び台帳情報の継続性を考慮し、「大阪ガスセキュリティサービス(株)」を随意契約の相手方として選定した。
根拠規定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>